

## 資 料

# 先進諸国における国際移動者と結婚

小 島 宏

### 1. はじめに

フランス、旧西ドイツをはじめとする西欧諸国では1973～74年の第1次石油危機以後、新規の入移民の受入れを事実上停止しているが、人道主義的理由から家族の呼び寄せは許可しているため、最近の移入の主たる要因は家族の呼び寄せとなっている。その他の先進諸国でも、家族の呼び寄せは優先的に許可されるため、移入全体に占める割合が大きく、人口学者の注目を集め始めている<sup>1)</sup>。呼び寄せられる家族の中には、未婚で受入国に入国した入移民や受入国で成人した入移民二世が出身国に一時帰国して結婚した相手が含まれ、そのような形態の移入が増えつつあるとも言われる<sup>2)</sup>。

未婚の入移民や入移民二世は受入国の国民と結婚することも少なくなく、受入国の永住権、市民権、国籍の取得者の増大や出生力の上昇を通じて受入国の人団人口増加に寄与している。例えば、フランスでは1989年の国籍取得者の男子（22,601人）の42%，女子（19,821人）の32%が結婚によると推定されているが、この割合は移入が停止された1970年代半ば以降、男子で上昇傾向を示しており<sup>3)</sup>、結婚が国籍取得の経路として重要性を増している。また、第一次大戦での男子の戦死に伴うフランス人女子の結婚難は入移民男子の結婚市場への参入によって緩和され、女子の生涯未婚率が1896～1900年出生コードホートで1.5%低下したと推定されている<sup>4)</sup>。

Jesso and Rosenzweigによれば、アメリカ合衆国で1986年に永住権を与えられた成人のうちの

1) 家族の呼び寄せによる移入の量とタイミング（「移入乗数」）の研究としては例えば以下のものがある。

Didier Blanchet, "Intensité et calendrier du regroupement familial des migrants : un essai de mesure à partir de données agrégées", *Population*, Vol.40, No.2, 1985, pp.249～266.

Guillermina Jesso and Mark R. Rosenzweig, "Family Reunification and the Immigration Multiplier : U.S. Immigration Law, Origin-Country Conditions, and the Reproduction of Immigrants", *Demography*, Vol.23, No.3, 1986, pp.291～311.

F. Arnold, B. V. Carino, J. T. Fawcett and I. H. Park, "Estimating the Immigration Multiplier : An Analysis of Recent Korean and Filipino Immigration to the United States", *International Migration Review*, Vol.23, No.4, 1989, pp.813～838.

George J. Borjas and Stephen G. Bronars, "Immigration and the Family", *Journal of Labor Economics*, Vol.9, No.2, 1991, pp.123～148.

2) オランダにおけるこのような移入の性格の変化は「家族呼び寄せ志向」から「家族形成志向」への変化と呼ばれている。

J. J. Schoorl, "Changing Fertility and Age at Marriage of Turkish and Moroccan Women in the Netherlands", H. G. Moors et al. (eds.), *Population and Family in the Low Countries IV*, Voorburg, NIDI, 1984, p.27.

3) Michèle Tribalat (ed.), *Cent ans d'immigration. Étrangers d'hier, Français d'aujourd'hui*. (INED «Travaux et Documents» Cahier, No.131), 1991, Paris : Presses Universitaires de France, p.267.

4) Louis Henry, "Perturbations de la nuptialité résultant de la guerre 1914～1918", *Population*, Vol.21, No.2, 1966, p.296.

31%（約13万2千人）がアメリカ市民の配偶者（入移民）として入国許可された者である。アメリカ市民の婚約者（非入移民）として入国して結婚後に永住権を与えられた者を加えるとこの数値は32%になり、分母から永住権を与えられた難民を除くと39%にも上る<sup>5)</sup>。彼らはアメリカへの入移民としての入国ビザの取得競争が激化し、取得までの時間がかかるようになるにつれてアメリカ人と結婚が移入の手段として魅力的になるとの仮説の下に実証分析を行っている<sup>6)</sup>。まず、1950年代以降のアメリカ市民の配偶者としてのビザの取得者の人数の国籍別推移に基づき、配偶者以外の入移民としてのビザ取得の確率が低い地域出身の外国人ほどアメリカ市民と結婚する確率が高いことを示している。次に、各国における入移民ビザ取得が許可されながら年間発行数制限により順番待ちをしている者の人数と配偶者としてのビザの取得者数の間に高い相関（0.87）があることを見出すとともに重回帰分析によって両者が同様な要因に規定されていることを見出し、他の経路で移入が困難な場合の経路としての役割を結婚が果たしていることを傍証している<sup>7)</sup>。

これまで国際移動者（入移民）の結婚に関する研究は主として同化（assimilation）ないし交婚（intermarriage）への問題関心から国際結婚に焦点を合わせてきた。しかし、以上で述べたような実態の変化に伴い、受入国の人口変動要因への問題関心から結婚力（nuptiality）に焦点を合わせるもののが増えてきた。本稿では同化、配偶者選択、結婚力の規定要因に関する分析枠組を紹介した後、先進諸国における国際移動者（入移民）の結婚の実態を国際結婚と結婚力に関して紹介する<sup>8)</sup>。

## 2. 分析枠組

図1は、Gordonが示した同化過程に関する文章と表をMurgiaが図式化したものである。Gordonは大規模な交婚を結婚による同化の前提条件とし、融合（amalgamation）とも呼んでいる<sup>9)</sup>。Murgiaによれば、同化は二つの文化的、社会的、遺伝的に区別される人口集団が文化的、社会的、遺伝的な同質性に向かう過程ないしその終点として定義されることが多く、交婚は少数者集団の同化の度合を示す単独指標としてもっとも広く認知されたものであるが、二つの人口集団の間で大規模な交婚が生じるやいなや文化的、社会的差異が大幅に解消され、遺伝的差異も永続しなくなる<sup>10)</sup>。このような見

5) Guillermina Jesso and Mark R. Rosenzweig, *The New Chosen People: Immigrants in the United States*, New York, Russell Sage Foundation, 1990, pp.154–155.

6) Jesso and Rosenzweig, 前掲（注5）書, pp.156–173.

7) 彼らは二つの重回帰分析結果の類似性から、実際に分析はできないにしても、非法入移民の数の規定要因も類似している可能性が強いと述べている。

8) なお、わが国における国際結婚の人口学的研究としては以下のものがある。

Yoon Shin Kim, "Marriage Patterns of the Korean Population in Japan", *Journal of Biosocial Science*, Vol.17, No.4, 1985, pp.445–450.

小島宏,「国際結婚」,『統計』,第40巻2号,1989年,pp.18–25。

伊藤達也,「国際結婚とは」,「配偶者の国籍」,「統・配偶者の国籍」,「国際結婚と国際人口移動」,『世界と人口』,第197, 198, 199, 201号, 1990年。

鈴木透,「日本の通婚圏(2)社会的通婚圏」,『人口問題研究』,第46巻4号,1991年,pp.14–31。

廣嶋清志,「統計からみた国際結婚の動向」,『自治体国際化フォーラム』,第26号, 1991年, pp.33–37。

また、次の書物は人口学的視点も交えながらオーストラリア、日本、イスラエルへ移動したフィリピン人花嫁の適応を比較研究している。

Desmond Cahill, *Intermarriage in International Contexts*, Quezon City, Scalabrinii Migration Center, 1990.

9) Gordon, 前掲（図1）書, p.71.

ただし、これについて論じた研究は古くからあり、例えば次の研究の方が人口学的には優れているように思われる。

Julius Drachsler, *Democracy and Assimilation: The Blending of Immigrant Heritages in America*, New York, Macmillan, 1920, pp.87–145.

10) Murgia, 前掲（図1）書, p.6.

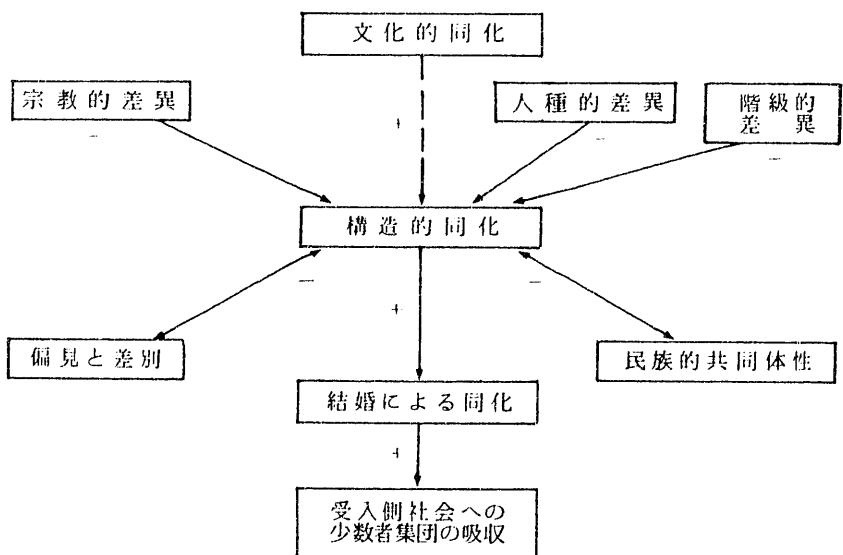
解は一般的なものであり、国際結婚を含む交婚の研究が同化の指標の研究として人口学者によっても行われてきた<sup>11)</sup>。

国際移動者（入移民）の交婚、特に国際結婚に関する研究は、同化の指標に関する研究とも密接な関係があるが、配偶者選択に関する研究の一環としても行われてきた。図2はJohnsonがBumpassの示した宗教間の交婚に関する要因のモデルを若干修正したものをさらに筆者が修正したものである。すなわち、国籍に関する交婚に転用するため、「入管法・国籍法・婚姻法」という項とそれに連なる線を付け加えた。民族間の

交婚の要因として①自分と異なった者の性的魅力、②人口学的属性、③同化を通じた社会移動があると言われているが<sup>12)</sup>、これらもこのモデルに含まれるであろう。ただし、国際結婚は民族間の交婚と次の二点で異なると言われる<sup>13)</sup>。第一に、夫婦双方が通常二つの国において、しばしば国籍を含む紐帯を維持する。第二に、夫婦双方にとっての第三国に住む場合がある。しかし、国際結婚は民族間の交婚とは限らず、別の国に住む同じ民族内での結婚も含まれる。

図3は筆者が前稿で初婚について示したものに「結婚歴」という項を付け加えた、結婚力の規定要因に関する分析枠組であるが、国際結婚の頻度とタイミングの規定要因にも適用できる。その場合、左の中段のブロックに示されたミクロ・レベルの規定要因の中にある人口学的属性として国籍、出生国、移動歴を含めて考える必要がある。なお、「結婚相手の供給」は内婚集団内の適齢期人口の性比と配偶者選択に関する規範から成り、「結婚資金の供給」は居住形態に関する規範と経済的資源から成り、「結婚の需要」は晩婚と生涯独身に対する報酬と制裁のことである<sup>14)</sup>。

図1 Gordon および Murgia による同化過程のモデル



(注) 文化的同化と構造的同化の間にある破線は人種的、宗教的、階級的差異が妨げない程度にて文化的同化が構造的同化をもたらすことを示す。

(出所) Edward Murguia, *Chicano Intermarriage: A Theoretical and Empirical Study*, San Antonio, Trinity University Press, 1982, p.4  
Milton M. Gordon, *Assimilation in American Life: The Role of Race, and National Origin*, New York, Oxford University Press, 1964, pp.70-71.

11) 例えば、C. A. Price and J. Zubrzycki, "The Use of Inter-Marriage Statistics as an Index of Assimilation", *Population Studies*, Vol.16, No.1, 1962, pp.58-68.

S. Wijewickrema, "Marriage and Intermarriage in Belgium: Indications Culled from Registration Data", *IPD-Working Paper* 1989-1, 1989.

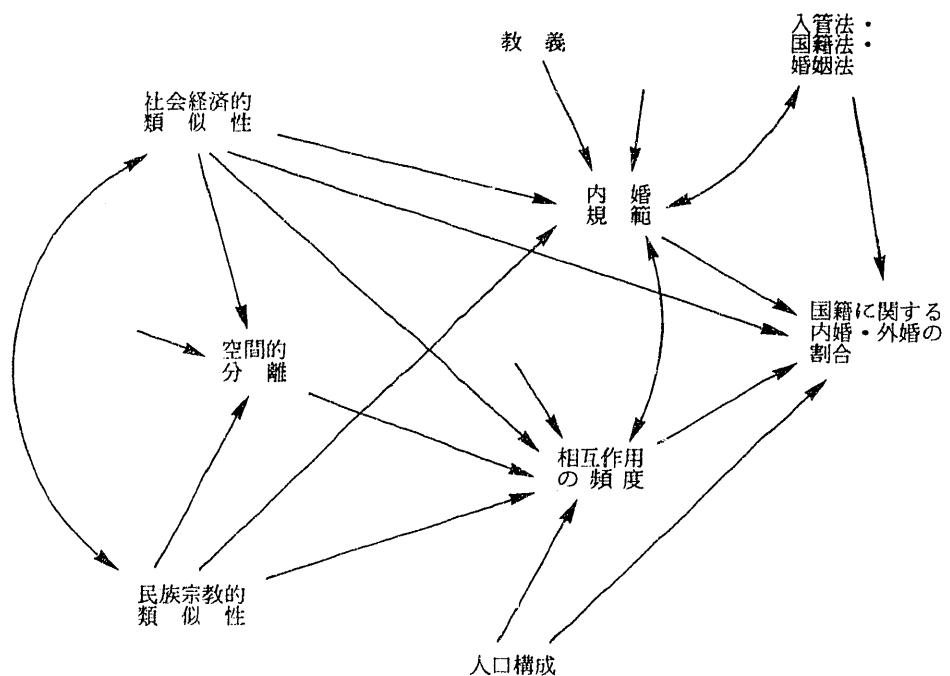
F. L. Jones, "Ethnic Intermarriage in Australia, 1950-52 to 1980-82: Models or Indices", *Population Studies*, Vol.45, No.1, 1991, pp.27-42.

12) Charles Hirschman, "Ethnic Blending in Historical Perspective", Paper presented at the Annual Meetings of the American Sociological Association, Cincinnati, August 23-27, 1991, pp.15-18.

13) Ann Baker Cottrell, "Cross-National Marriages: A Review of the Literature", *Journal of Comparative Family Studies*, Vol.21, No.1, 1990, p.152.

14) 小島、前掲(図3)論文、pp.12-14.

図2 Bumpass および Johnson に基づく国籍に関する交婚の規定要因のモデル

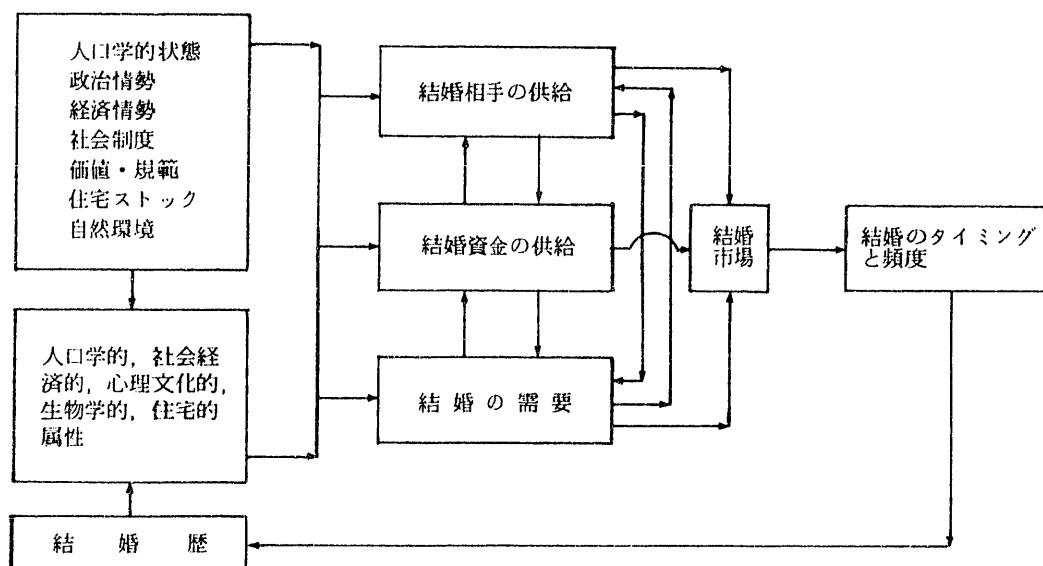


(注) 「入管法・国籍法・婚姻法」の項は筆者が付け加えた。

(出所) Robert A. Johnson, *Religious Assortative Marriage in the United States*, New York, Academic Press, 1980, p.31

Larry Bumpass, "The Trend of Interfaith Marriage in the United States", *Social Biology*, Vol.17, No.4, 1970, p.257.

図3 結婚のタイミングと頻度の規定要因に関する分析枠組



(注) 以下の拙稿で提示した初婚に関する分析枠組に「結婚歴」の項を付け加えて結婚全般に関するものとした。

(出所) 小島宏, 「晩婚化の傾向／シングルズの増加—なぜ結婚をためらうのか…」, 『家族社会学研究』, 第2号, 1990年, p.15.

### 3. 国際結婚

先進諸国の中でもフランス、旧西ドイツをはじめとする大陸諸国では夫妻の国籍別婚姻件数が人口動態統計から明らかになっているが、イギリス、オーストラリア、アメリカ合衆国といったアングロサクソン系の国々ではセンサスやサンプル調査といった人口静態統計からしかわからないようである。表1は前者における夫妻の国籍（国民と外国人の区分）組合せ別婚姻件数割合の推移を示したものである。全般的に1960年以降、国民同士の結婚が減り、国際結婚が増える傾向がみられる。外国人同士の結婚も増加傾向にあるが、移入停止の影響によるのか一時帰国時の結婚が受入国で登録されないことによるのか、国際結婚ほど増えていない。

表1 ヨーロッパ諸国における夫妻国籍別婚姻件数割合

(%)

年次	オーストリア	ベルギー	旧西ドイツ	フランス	アイスランド	オランダ	スウェーデン	スイス
1960年 <sup>1)</sup>	(58,508)	(65,220)	(529,901)	(319,944)	(7,294)	(108,517)	(59,963)	(41,574)
夫国妻国	90.0	91.4	95.5	93.7	93.2	95.6	90.7	71.5
夫国妻外	} 5.3	3.2	0.8	1.8	} 6.1	} 4.1	} 7.3	} 17.8
夫外妻国		3.4	3.3	3.1				
夫外妻外	4.7	2.0	0.4	1.3	0.7	0.3	2.0	10.7
1970年	(52,773)	(66,535)	(444,510)	(393,686)	(1,624)	(123,631)	(44,681)	(46,693)
夫国妻国	87.3	89.3	92.6	93.8	93.5	96.0	82.1	74.7
夫国妻外	} 6.7	3.2	2.3	1.7	} 5.3	} 3.7	} 11.0	} 15.8
夫外妻国		4.6	3.3	2.8				
夫外妻外	6.0	2.9	1.8	1.7	1.2	0.3	6.9	9.5
1980年		(73,261)	(362,408)	(334,377)				
夫国妻国		88.4	90.2	92.1				
夫国妻外		3.3	2.5	2.5				
夫外妻国		5.6	5.2	3.7				
夫外妻外		2.7	2.0	1.7				
1985年		(57,559)	(364,661)	(269,419)				
夫国妻国		87.0	90.6	89.6				
夫国妻外		4.2	2.7	3.3				
夫外妻国		5.5	4.3	4.7				
夫外妻外		3.3	2.3	2.4				

(注) 1) 旧西ドイツは1961年、アイスランドは1961～65年、オランダとスウェーデンは1965年の値。

2) ( ) 内は婚姻総数 (= 100 %)

3) 「夫国妻国」は夫妻とも国民の婚姻の割合、「夫国妻外」は夫が国民で妻が外国人の婚姻の割合、「夫外妻国」は夫が外国人で妻が国民の夫婦の婚姻の割合、「夫外妻外」は夫妻とも外国人の婚姻の割合を示す。

(出所) Wilfried Linke, "Demographic Characteristics and the Marriage and Fertility Patterns of Migrant Populations: An Assessment of Their Role in the Future Demographic Development of Countries of Origin and Destination". *Council of Europe Population Studies*, No. 1, 1976, p. 45.

Wijewickrema, 前掲(注12)論文, Table 1.

Thomas T. Kane and Elizabeth Hervey Stephen, "Patterns of Intermarriage of Guest-worker Populations in the Federal Republic of Germany", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, Vol. 14, No. 2, 1988, p. 191.

Francisco Munoz-Perez et Michèle Tribalat, "Mariages d'étrangers et mariages mixtes en France: Evolution depuis la Première Guerre", *Population*, Vol. 39, No. 3, 1984, p. 454.

Christine Couet et Yves Court, "Situation Démographique en 1989, Mouvement de la population", *INSEE Résultats*, No. 135-136, 1991, p. 41.

Rinus Penninx, "Immigrant Populations and Demographic Development in the Member States of the Council of Europe, Part II", *Council of Europe Population Studies*, No. 13, 1984, p. 47.

フランスについては1989年の数値が利用可能であるが、国民同士の婚姻が87.8%、夫が国民で妻が外国人の婚姻が3.9%、夫が外国人で妻が国民の婚姻が5.5%、外国人同士の婚姻が2.8%とさらに外国人を含む婚姻の割合が高まっている<sup>15)</sup>。また、1960年代以降における国際結婚の相手の出身国の分布をみると、入移民の出身国の分布の変化をやや遅れて反映し、南欧諸国からマグレブ諸国へのシフトがみられる<sup>16)</sup>。ただし、1985年の「職業訓練熟練調査」の結果によって、フランス国内で結婚した外国人男女（入移民とフランス国籍取得者を含む）の内婚割合を結婚コード別にみると、1934～39年から1945～49年ないし1950～54年にかけて低下し、その後上昇しており、他の国々でもみられるこのようなU字型の変化が特に男子で顕著である<sup>17)</sup>。

最近のフランスにおける国際結婚の増加、特にマグレブ人との婚姻の増加は図1で示されたように文化的、構造的同化の結果であるとする説もあるが<sup>18)</sup>、その一部がフランス国籍をもつマグレブ人入移民二世とマグレブ人の婚姻の増加によるとすれば図2に示されたように人口構成の影響によるとした方が良いかもしれない。

他方、旧西ドイツの場合、入移民二世は国内で生まれても簡単に国籍を取得できなかったので、最近におけるトルコ人との国際結婚の増加は部分的に同化の結果であるかもしれない。しかし、Kane and Stephenによれば、1981年頃にトルコ人未婚男子のドイツ人との結婚確率が高まったがトルコ人未婚女子のドイツ人との結婚確率が高まらなかったのは、トルコ人未婚者の中で男子が女子より5割強多かったことによるということなので<sup>19)</sup>、図2に示されたように人口構成の影響が小さくないのかもしれない。また、1980年代前半にトルコ人男子とドイツ人女子のカップルの離婚が異常に増加したことから1981年頃に偽装結婚がかなりあったのではないかとする説もあるので<sup>20)</sup>、図2に示されたように入管法・国籍法・婚姻法の影響もあるようである。

イギリスについては「全国世帯調査」、「労働力調査」、「全国住宅調査」といったサンプル調査から調査時点における夫妻の民族ないし出生地の組合せ別に夫婦数が集計されている<sup>21)</sup>。出生地別の集計

15) Couet et Court, 前掲（表1）資料, p.41.

16) Munoz-Perez et Tribalat, 前掲（表1）論文, p.459.

17) Tribalat, 前掲（注3）書, pp.115-116.

ただし、フランス国外で結婚した外国人男女も含めた場合の内婚割合をみると逆U字型の変化がみられる。

同様の変化は旧西ドイツにおいてもみられるが、これについては同じ出身国からの入移民人口の規模と同化によって説明されている。

Kane and Stephen, 前掲（表1）論文, p.196.

18) Commissariat Général du Plan, France, *Immigrations : Le devoir d'insertion. Analyses et annexes*, Paris, La Documentation Française, 1988, p.112.

19) Kane and Stephen, 前掲（表1）論文, pp.194-197.

20) Michèle Tribalat, "Divorce des couples mixtes en RFA", *Population*, Vol.42, No.1, 1987, p.165.

ただし、アメリカにおいて女子の離婚・別居を促進する出身国の属性と女子の移入のうちで結婚によるものの割合が高い出身国の属性が類似していることから、入移民に移入許可の便宜をもたらすような結婚は偽装結婚でないにしても解消されやすいと言われている。

Jesso and Rosenzweig, 前掲（注5）書, pp.178-183.

21) 例えば、以下の研究がある。

Peter R. Jones, "Ethnic Intermarriage in Britain", *Ethnic and Racial Studies*, Vol.5, No.2, 1982, pp.223-228.

David Coleman, "Ethnic Intermarriage in Great Britain", *Population Trends*, No.40, 1985, pp.4-10.

Gary A. Crester, "Intermarriage Between 'White' Britons and Immigrants from the New Commonwealth and Pakistan", *Journal of Comparative Family Studies*, Vol.21, No.1, 1990, pp.227-237.

がなされている1979年の「労働力調査」の結果によれば、57,562組の夫婦のうちでイギリス生まれの者同士の組合せが97.6%，イギリス以外の地域で生まれた者同士の組合せが1.6%，イギリス生まれの夫と他地域生まれの妻の組合せが0.2%，イギリス生まれの妻と他地域生まれの夫の組合せが0.4%を占めた<sup>22)</sup>。

オーストラリアについては1986年センサスに基づく夫妻の出生国別組合せの分布から入移民男女の内婚割合が集計されている。1981～83年結婚コーホートではベトナム生まれでもっとも高く（男子90%，女子81%），トルコ，レバノン，ユーゴスラビア，ポーランド，ギリシア生まれがそれに次ぐ。逆にオランダ生まれでもっとも低く（男子8%，女子12%），ドイツ，インド，エジプト，マレーシア生まれがそれに次ぎ，イギリス，ニュージーランド，南アフリカ共和国，アメリカ合衆国といった英語圏で生まれた者で低い。また，ヨーロッパと中東諸国で生まれた者については男子よりも女子で内婚割合が高いが，中国を除くアジアで生まれた者については逆の傾向がみられる。出生国別にみた内婚割合と10年以上滞在者割合の間には弱い正相関がみられるが例外も多い<sup>23)</sup>。これは前述のU字型の関係によるものであろう。

アメリカ合衆国についてはJesso and RosenzweigによるセンサスのPublic Use Microdata Samplesの再集計から25～44歳の外国生まれ有配偶男女における配偶者の属性がわかるが，男子において外国生まれの妻をもつ者の割合が1900年に79.0%，1960年に46.6%，1970年に52.8%，1980年に62.2%，女子において外国生まれの夫をもつ者の割合が各年次に68.7%，49.9%，64.2%，70.1%と推移し，前述のU字型の変化を示している<sup>24)</sup>。彼らは，配偶者の属性が入国時の配偶関係によって左右されるため，表2に示したようにそれをコントロールした集計結果も示しているが，いずれの指標でみても入国後に結婚した者の方が入国前に結婚した者より内婚割合が低いにもかかわらず，やはりU字型の変化がみられる。また，市民の割合と帰化市民の割合の差はアメリカ生まれの市民の（配偶者の）割合ということになるが，この割合は男子より女子ではるかに高い。これは彼らが別のところで述べているように男子のアメリカ軍人が海外の駐留先で結婚相手をみつけることが多いためである。

表2 アメリカ合衆国における25～64歳の外国生まれ有配偶者の配偶者の属性別割合

(%)

配偶者の属性	1900年センサス		1970年センサス		1980年センサス	
	入国前結婚	入国後結婚	入国前結婚	入国後結婚	入国前結婚	入国後結婚
外国生まれ女子の夫						
外国生まれの割合	88.9	75.5	68.7	43.9	77.3	60.6
同じ出身国の割合	82.3	66.2	56.2	32.7	67.3	45.1
帰化市民の割合	56.7	60.4	32.3	23.7	27.7	24.0
市民の割合	68.7	86.4	62.8	78.6	50.1	62.6
外国生まれ男子の妻						
外国生まれの割合	96.3	62.5	89.3	49.7	91.0	67.2
同じ出身国の割合	91.9	54.5	70.3	37.6	80.6	53.9
帰化市民の割合	0.0	0.0	33.7	25.7	25.6	22.0
市民の割合	3.7	37.5	43.1	75.0	34.0	51.7

(出所) Jesso and Rosenzweig, 前掲(注5)書, p. 175

22) Jones, 前掲(注21)論文, pp.224-225.

23) Christabel M. Young, "Changes in the Demographic Behaviour of Migrants in Australia and the Transition Between Generations", *Population Studies*, Vol.45, No.1, 1991, pp.67-89.

24) Jesso and Rosenzweig, 前掲(注5)書, p.174.

る<sup>25)</sup>。彼らは入国後に結婚した女子が同じ出身国の相手と結婚する確率について多変量解析を行って次のような結果を得ている<sup>26)</sup>。いずれのセンサス年次でも結婚年齢とアメリカにおける同じ出身国の人団の性比が正の効果をもち、結婚前のアメリカ滞在年数が負の効果をもつ。また、1980年センサスについてはアメリカ人口に占める同じ出身国の人団の割合が正の効果をもち、1970年と1900年のセンサスについては出身国公用語が英語であることが負の効果をもつ。従って、図2に示されたように人口構成と二種類の類似性が大きな影響を及ぼしていることになる。

#### 4. 國際移動者の結婚力

フランスについては1982年センサスと同時実施された「家族調査」から結婚の頻度とタイミングについて比較的詳しい情報が得られる。表3はこの結果に基づく国籍別女子の生涯未婚率（45歳の未婚者割合）と平均結婚年齢を示したものである。生涯未婚率はフランス国籍の女子のうちで国籍を生まれつきもっている者よりもあとで取得した者の方が低いが、これは取得者に結婚を通じて取得した者や外国籍の夫とともに（ないし呼び寄せられて）入国したあとで帰化した者が含まれるためであろう。また、外国籍の女子は全体としてフランス国籍の女子より生涯未婚率がやや高く、特にヨーロッパ国籍の女子で比較的高い。スペイン国籍の女子で比較的高いのはフランスにおけるスペイン人の性比が低いことによるが、これは伝統的にスペインがフランスに女中を送り続けたことによると言わ

れる<sup>27)</sup>女中といふのは図3の枠組に従えば、職場の性格から結婚相手の供給も少なく、低賃金から結婚資金の供給も少なく、結婚すれば失業することが多いため結婚に対する需要も少ないため未婚残存率が高いのである。また、外国籍女子で生涯未婚率が比較的低いのは、これらの女子の多くが呼び寄せられた配偶者としてフランスに来たためだと言われる<sup>28)</sup>。

表3は平均結婚年齢も示すが、外国籍の女子の場合は入国前に結婚したか入国後に結婚したかによって結婚年齢が異なるはずなので、別個にも集計されている。フランス国外で結婚した者の割合はフランス国籍の女子のうちで生まれつきもっている者

表3 1982年フランスにおける国籍別女子の生涯未婚率と平均結婚年齢

国籍	45歳の未婚者割合(%)	結婚年齢(歳)		
		総数	国内結婚	国外結婚
総 数	7.3	22.1	22.1	22.0
フ ラ ン ス 生 得 取 得	7.3 7.5 4.1	22.1 22.1 22.7	22.1 22.1 22.6	23.3 23.5 23.1
外 国	8.0	21.9	22.4	21.7
イ タ リ ア	5.4	21.9	22.2	21.2
ス ペ イ ン	11.0	23.3	22.8	23.8
ポルトガル	7.2	21.8	21.4	22.1
他のEC諸国	14.1	—	—	—
アルジェリア	2.3	22.6	22.1	22.9
モ ロ ッ コ	3.7	20.0	21.1	19.8
チ ュ ニ ジ ア	7.7	21.4	23.7	21.2
ト ル コ	3.1	—	—	—
そ の 他	12.7	—	—	—

(注) 平均初婚年齢は14~34歳女子によって1975~79年に行われたものについて、行われた場所別に計算された。

(出所) Bruno Lutinier, "La nuptialité des femmes", INSEE Résultats, No.1, 1989, p.40.

Guy Desplanques, "Nuptialité et fécondité des étrangères", Economie et Statistique, No.179, 1985, p.35.

25) Jesso and Rosenzweig, 前掲(注5)書, p.187.

26) Jesso and Rosenzweig, 前掲(注5)書, p.176.

27) Desplanques, 前掲(表3)論文, p.32.

28) Commissariat Général du Plan, 前掲(注18)書, p.113, Lutinier, 前掲(表3)資料, p.40.

で0.7%，あとから取得した者で12.8%と低いが，外国籍の女子では平均して47%で，ヨーロッパ国籍で3～5割，アルジェリア国籍で5割，モロッコとチュニジア国籍で8割以上である<sup>29)</sup>。外国籍の女子全体としての国内結婚の場合の方が国外結婚の場合より平均結婚年齢が高いが，このような傾向を示すのはイタリア，モロッコ，チュニジア国籍の女子だけである。また，この表には示されていないが，マグレブ国籍の女子の平均結婚年齢が上昇する傾向があり，1975～79年と1980～82年の結婚コードではアルジリア国籍の女子の方がフランス国籍の女子より高くなっている<sup>30)</sup>。彼女たちのうちで特にフランス生まれの者の間では，フランス人女子の場合と同様，結婚に関する新しいモデルが広がりつつあるとも言われるが<sup>31)</sup>，イスラム教徒男子との結婚が困難であることの徵候であるとも言われる<sup>32)</sup>。

オランダについてはSchoorlが1976～83年の各年における15～29歳のトルコ人とモロッコ人の女子の既婚者割合を推計しているが，いずれにおいても既婚者割合の低下がみられる。彼によれば，これは部分的には同化と近代化によるが，部分的にはみかけ上のものである。第一に，かつては入移民女子の多数が呼び寄せられた有配偶女子だったが，現在は主として入移民二世の女子が15～29歳に達しつつあることによる。第二に，入移民二世が結婚相手を出身国から呼び寄せる許可をとるために経済的に自立して配偶者を扶養する能力があることを証明しなければならないが，若年層における低賃金と高失業率からこの要件を満たせず，たとえ婚約していても結婚が延期されることによる<sup>33)</sup>。

オーストラリアについては1981年センサスの結果から出身国別の未婚者割合がわかる。生涯未婚率（45～49歳の未婚者割合）はオーストラリア生まれの男子では9.4%，女子で4.8%であり，外国生まれの者でも男子が女子の倍程度になる傾向があるが，これは1950年代に結婚市場で男子が過剰だつたためだと言われる。男子で生涯未婚率が10%以上なのはスカンジナビア，スペイン，ポルトガル，チェコスロバキア，ハンガリー，カナダで生まれた者で，女子で生涯未婚率が6%以上なのはアイルランド，マレーシア，フィリピン，シンガポール，ベトナム，パプアニューギニアで生まれた者である。男女の生涯未婚率の相関は比較的高いが，スカンジナビア，スペイン，チェコスロバキア，ハンガリー生まれの者では男子が女子の5倍以上となっているし，マレーシア，フィリピン，チリ生まれの者では男子が女子の半分以下となっており，これらの国々で生まれた入移民の人口における性比の不均衡が大きな要因だと言われている。また，生涯未婚率が男女とも高かったり，低かったりするのは結婚ないし交際に関する文化的伝統によると言われる。さらに，移入者の種類も生涯未婚率に影響を与えていると言われる<sup>34)</sup>。

次に結婚のタイミングを明らかにするため，20～24歳における既婚者割合をみると，オーストラリア生まれの男子で22.0%，女子で44.2%であるが，外国生まれの者でも男子が女子の半分程度になる傾向がある。男子の既婚者割合が30%以上なのはオランダ，マルタ，ポルトガル，キプロス，レバノン，トルコで生まれた者で，女子の既婚者割合が65%以上なのはマルタ，ポルトガル，ユーゴスラビア，キプロス，レバノン，トルコ，フィリピンで生まれた者である。20～24歳における男女の既婚者割合も比較的相関が高く，それらはその前後の年齢階級における既婚者割合との相関も比較的高い。ユーゴスラビア，トルコ，レバノンで生まれた者に早婚が多いのは見合結婚の制度があったり，親からの結婚への圧力が強かったりするためだと言われる。また，南欧生まれの者で早婚が多いのは移入

29) Desplanques, 前掲(表3)論文, p.35.

30) Desplanques, 前掲(表3)論文, pp.32-34.

31) Commissariat Général du Plan, 前掲(注18)書, p.114.

32) Tribalat, 前掲(注3)書, p.141, 155.

33) Schoorl, 前掲(注2)論文, pp.27-29.

34) Gordon Carmichael, *With This Ring: First Marriage Patterns, Trends, and Prospects in Australia*, Canberra, Australian National University, 1988, pp.182-186.

の形態、性比の不均衡、文化的伝統、教育水準の低さにより、ギリシア生まれの者の場合はこのほかに持参金の制度によると言われる。さらに、アジア生まれの者で晩婚が多いのは移入者の種類（学生や一時滞在者）によると言われる<sup>35)</sup>。結局、図3に示されたように結婚相手の供給、結婚資金の供給、結婚に対する需要のいずれもがオーストラリアの入移民の結婚の頻度とタイミングに影響を与えていく。なお、以上で述べた出生地域別の傾向は1982年の「オーストラリア家族形成プロジェクト調査」の結果によっても確認されている<sup>36)</sup>。

## 5. おわりに

先進諸国における国際結婚と国際移動者（入移民）の結婚力の測定についてはいくつかの問題がある。これは主として入移民の結婚が必ずしも受入国で生じるわけではなく出身国で生じる場合が少なくないからである。移入時に有配偶の入移民はほとんどが出身国で結婚しているであろうし、移入時に未婚の入移民も出身国へ一時帰国して結婚することがあるためである。受入国における人口静態統計に基づく国際結婚のデータは調査時点まで残存したすべての結婚に関するものであるため、人口動態統計に基づくものより問題が多いと言われる。例えば、出身国で結婚した入移民同士の夫婦を含むため、国際結婚の相対頻度が過小に示される傾向があると言われる<sup>37)</sup>。また、人口動態統計に基づくデータにしても結婚する可能性のある人口ないし結婚相手となる可能性のある人口という観点からみて問題があると言われる。例えば、出身国へ一時帰国して結婚した入移民の結婚は受入国で登録されない場合が多いため、入移民の結婚頻度が過小に示される傾向があるし、入移民にとっての結婚市場が受入国のものに限定されずに出身国のもも含むことがあるため、国際結婚の相対頻度を同化の指標としてそのまま利用できないと言われる<sup>38)</sup>。

結局、国際移動者の結婚についてより正確な指標を得てより厳密な分析を行うためには、Tribalatが述べる通り、受入国と出身国の両方で同時にサンプル調査を実施して出生コード別に結婚歴と移動歴と両者の関係について詳しい情報を得るほかないが<sup>39)</sup>、容易なことではない。

最後に、本研究の結果、私見として得られた政策的意味を述べることにする。第一に、国際移動者の結婚に関するより詳細な分析を行うため、国勢調査、人口動態統計調査をはじめとする人口関係の指定統計調査で国籍とともに出生地（国）に関する質問ができるだけ加えることが望ましい。前述の通り問題があるにしてもまず統計の整備を進める必要があろう。

35) Carmichael, 前掲（注34）書, pp.83-92.

36) Siew-Ean Khoo, "Family Formation and Ethnicity: A Report Using Australian Family Formation Project Data Prepared for the Institute of Family Studies", *Institute of Family Studies Working Paper*, No.9, 1985, pp.36-37.

なお、Carlsonは同調査のデータによって国際人口移動の結婚年齢に対する影響を明らかにするための重回帰分析を行ったが、Santowが指摘するような方法論上の問題がいくつかあるため、ここでは分析結果を紹介しない。

Elwood D. Carlson, "The Impact of International Migration upon the Timing of Marriage and Childbearing", *Demography*, Vol.22, No.1, 1985, pp.61-72.

Gigi Santow, "A Comment on Elwood Carlson's 'The Impact of International Migration upon the Timing of Marriage and Childbearing'", *Demography*, Vol.23, No.3, 1986, pp.467-468.

37) Sean-Shong Hwang and Rogelio Saenz, "The Problem Posed by Immigrants Married Abroad on Intermarriage Research: The Case of Asian Americans", *International Migration Review*, Vol.24, No.3, 1990, pp.564-565.

38) Wijewickrema, 前掲（注12）論文, p.3.

Hwang and Saenz, 前掲（注37）論文, p.565.

39) Michèle Tribalat, "Problèmes liés à l'étude de la nuptialité des migrants", *Population*, Vol. 43, No.2, 1988, pp.388-389.

第二、国際移動者の結婚それ自体に政府が直接関与することは望ましくないにしても、その結果として家庭生活に困難が生じるとすればそれに対して政府が援助することが望ましい。Jesso and Rosenzweigは結婚による移入の比重が増大しつつあるアメリカの移入政策は労働市場と同様に結婚市場にも注意を払う必要があると述べているし、入移民ビザを制限する一方で配偶者としてのビザを制限しない政策は便宜的な結婚を促進して結婚制度それ自体を脅かしていると注記している<sup>40)</sup>。すべての結婚が多かれ少なかれ便宜的な面をもっているにしても、今後わが国で入移民の制限が続けば（偽装結婚でない）このような便宜的な国際結婚が増える可能性があるし、すでに国内に住む国際結婚の家庭や（日系人を含む）入移民の家庭の日本社会への適応を援助するための施策が系統的になされていないので、厚生省内にこれらの家庭における健康と福祉を増進することを目的とする部局を設けることが望ましいのではないか。

---

40) Jesso and Rosenzweig, 前掲（注5）書, p.185, 182-183.